

農場へ入られる畜産関係者の皆様へ

家畜の伝染病の農場への侵入を防ぐために
—新たな飼養衛生管理基準の遵守のお願い—

家畜伝染病予防法が改正され、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの発生を予防するため、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理の基準が大きく見直されました。

農場に入られる関係者の皆様にも家畜の伝染病の侵入・まん延を防ぐため、この基準遵守についてご協力をお願いします。

1. 農場（衛生管理区域）の出入りの際には、

- ① 車両の消毒（自ら持参した機器による消毒でも可）
- ② 靴の消毒と手指の洗浄又は消毒
（ブーツカバーや使い捨ての手袋を着用しても可）
- ③ 家畜に直接接触する物品の洗浄又は消毒
（洗浄や消毒ができない物品は汚れを取り除くことでも可）
- ④ 記録用紙への記入
（農家があとで確認できるような伝票などでも可）

を行ってください。



消毒用噴霧器



踏み込み消毒槽



ブーツカバー

（注）豚農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴を、家きん農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴、家きん舎ごとの専用の靴を使用してください。

2. 畜舎、家きん舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒（ブーツカバーを着用しても可）を行ってください。

3. 家畜に直接接触する注射針や人工授精用器具などの物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒してください。

- （注）
- 1 豚の場合、注射針は少なくとも畜房ごとに交換又は消毒してください。
 - 2 消毒できない物品は、汚れを落とすなどしてきれいな状態で使用してください。

問い合わせ先：家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700
業務第二課 0745-62-2440